

# 葛飾通勤寮事業計画

平成 29 年度

社会福祉法人 原町成年寮

## 葛飾通勤寮 平成 29 年度事業計画

### 一 基本姿勢

#### 1 はじめに

社会福祉法人原町成年寮は、全国に先駆けて昭和37年に葛飾立石の町で通勤センター原町成年寮を開設し、知的に障害を持つ方の一般就労と社会生活の促進に取り組んできました。旧東京都葛飾通勤寮は当法人の基本理念に基づき、平成26年度まで指定管理者として運営してきたが、平成27年度から民間委譲され、原町成年寮が運営することになった。委譲条件は移転・新築と連携型GHの開設だが、連携型GHは平成29年1月開設、新寮建設工事も平成29年3月完成し年度内に移転が可能となった。平成29年度からは、東堀切の地で新たな一歩を踏み出すことになる。

#### 2 葛飾通勤寮の基本理念

- 就労・自立生活に向けた支援
- 豊かな人生を送る事への支援
- 地域社会への貢献をめざす支援

上記、社会福祉法人原町成年寮の基本理念に基づき事業を実施する。

#### 3 利用者心得

- はたらくことに誇りを持つ
- なかまに思いやりを持つ
- 自立をめざし努力しよう

#### 4 今年度の重点目標

- ア 通勤寮機能を関係機関(特別支援学校・児童施設・就労支援センター等)にアピールし、利用希望者が継続するよう努める。
- イ 就労移行支援事業フォレスト及び併設の就労継続支援事業 Craft(クラフト)と連携し、利用者が精神的自立を伴った企業就労を目指せるような取り組みを図る。
- ウ 新たに開設した通勤寮連携型グループホームの支援内容を検討し、円滑な移行が図れるよう努める。
- エ 利用者が楽しく訓練施設での生活が送れるよう、地域に向けた行事を検討する。
- オ 職員個別育成計画により、定期的な面談を実施し人材育成をはかる。

#### 5 通勤寮(宿泊型自立訓練事業)の目標

- 一 障害があっても社会に貢献できる人材を育てるということを大きな目標とする。

**親離れ子離れを目指し、自立した自分の人生を「自ら選択」できるようになることを目標とする。**

① 4つの自立を獲得目標の柱とし、自分自身の「強み」と「課題」を理解できるようになる。

1. 生活の自立

(身のまわりのことを自分でできるようになること。時間を意識し、生活リズムを確立すること)

2 経済的自立

(就労の安定。社会貢献していることを意識できる。自分の給料で金銭管理ができるようになること。障害基礎年金の受給。)

3 社会的自立

(適切なコミュニケーションを身につける。他者と良好な関係が築ける。法令や社会規範・社会倫理を理解し、大人としての行動を意識できるようになる。)

4 精神的自立

(相手を思いやることができる。自身の気持ちに素直になり、自分の意見を伝え、精神安定を目指す。)

② 自分の人生を「自分で選択」できるようになり、確実な自立を目指す為に必要なこと。

1. 自分の考えや思いを表現できるようになること。

2. 率直に自分の課題を認め、強みを伸ばせるようになること。

3. 生活を整え、就労継続できる精神と力をつけること。

4 着実に社会の一員としての自信をもつこと。

## 二 自立し豊かな生活を実現するための支援内容

1. 3ヶ月に一度の個別支援計画で、利用者の考えや想いを引き出し、強みを最大限に伸ばす支援。

2 生活を整えるための、個々の生活のリズムを確認・確立する支援。

3 日々の生活の中で、金銭ノートを活用し、金銭感覚を養う。

4 利用者個人の想いを利用者個人が引き出せる支援。それを受け止める支援。

5 個人の生活を尊重し、通勤寮後の生活を意識した支援。

6 職場訪問を定期的実施、職場と連携し、安定した就労を支援。

7 集団での生活で、帰属意識を養う支援。

8 金銭、身辺、性教育等のプログラムの活用。余暇の充実。

## 6 外部機関への機能提供(体験入寮・通勤寮 GH 利用啓発活動)地域貢献

卒後の生活実感の獲得の為に体験を希望する特別支援学校生徒、また在宅の方に對し、一定期間居住の場を提供し通勤寮の生活を体験していただく目的で体験入寮事業

及び短期自立訓練事業を実施する。また通勤寮や GH の機能紹介のための保護者向けの啓発活動を実施する。体験者にはすすんで入寮していただくよう働きかける。特別支援学校側の担当窓口と連携しながら、スムーズな受入と充実した振り返りを行う。

## 二 利用者支援

### 1 支援原則

上記目標を基本に据え、導入としては5月の連休を利用してオリエンテーションを実施する。また、利用者支援ガイドラインや支援マニュアルに沿って、支援方法の統一化や充実を図る。

### 2 班担当

利用者を4班に分け、班担当職員を配置する。班担当職員は主に行事や預り金管理を担当するが、緊急時を除き原則同性支援を実施する。

### 3 個別支援計画

新規入寮時、又3ヶ月に1回個別支援計画を策定する。利用者の同意（意思決定・自ら選択）を得ることを基本とする。アセスメント・個別記録については、電子化（福祉の森ソフト）を併せて実施していく。知的障害としては軽度だが、児童養護施設出身で被虐待経験のある方や発達障害・愛着形成不全支援困難ケースも増えているので、支援会議での検討を重視するほか、応用行動分析の手法研修も取り入れ、支援力の強化を図っていく。

### 4 個別プログラム

#### ○ 金銭 火曜日

基礎、エイト、振り分けといった三つの管理方法をベースに、毎日のノートチェックを実施し金銭管理能力の向上をめざす。全体プログラムとして、個別費用チェック・給与振り分け・講座を実施する。一方で就労移行支援事業所利用者の生活実感獲得のための取り組みも行う。

#### ○ 自治会 月次の木曜日

寮内の生活上の問題については、自治会で利用者にも一度協議してもらう方法をとる。

テーマについては、その都度自治会役員と相談して決める。

#### ○ 身 辺 原則毎週金曜日

個人の現状に合わせ、個別に対応することを原則とするが、金曜日を身辺の日とし、集中的に取り組むほか、必要に応じて生活リズム表にもとづく個別点検を行い、支援効果を高める。ただし、大掃除のある前の金曜日は、教養講座の日とする。

#### ○ 女子茶話会・男子ミーティング

性教育講座も取り入れて、男女別・能力別に実施する。

#### ○ 裁 縫・調理教室

希望者を募り、余暇活動として実施する。ボランティアの活用をはかる。

○ 夕食会

毎月最終土曜日に実施する。必要に応じ利用者の卒寮式を兼ねる。

○ 大掃除・体重測定

毎月第4日曜日に実施する。

**5 年間行事計画(案)**

○責任者

月	内 容	担 当
5	オリエンテーション	
	障害者スポーツ大会	
6	歯科検診	
7	納涼祭	
	健康診断	
8	サマーキャンプ	
10	班旅行	
11	スピーチフォーラム	
	手をつなぐ福祉マラソン	
	地域開放祭り(新)	
	インフルエンザ予防注射	
12	健康診断	
	大掃除	
	納会	
1	正月旅行	
	成人式	
2	自治会行事	
6	寮会議	

**6 職場定着・開拓支援**

法人内に就労移行支援事業所があり、失業時に速やかな対応が可能となっている。このメリットを生かし、失業した利用者が速やかに就職できるよう、職場開拓・定着支援を実施する。また、特別支援学校新卒者の職場定着支援は特に必要なので、特別支援学校他関係機関と連携しながら、日常的な職場訪問を実施して利用者の定着度を高める。

**7 健康管理**

年2回に全体の健康診断を実施する。利用者の就労先の検診と重なる場合には、そちらを優先して寮の検診から外す場合もある。11月にはインフルエンザの予防接種

を実施する。疾患があり定期通院が必要な利用者については、嘱託医や医療機関との連携をはかりながら、病状の把握と治療に努めていく。必要な利用者に対しては健康管理教室を実施して、食生活の改善や適度な運動を行うよう働きかけていく。また脳波検査やカウンセリングなどの精神科受診を取り入れて、利用者支援に活かしていく。

## 8 預り金管理・金銭管理業務

現金保管が長期化しないよう、預かり金管理規定にそって、迅速な処理と月次総括表を作成し、適切な管理を図る。利用者個別会計については、原則として各班担当が月次処理を行い、確実な処理をおこなう。

## 9 地域移行支援

利用期限のある訓練施設として、地域移行支援は極めて重要な業務となる。単身生活移行希望が増えているが、移行が可能な利用者は限られており、移行先としてはグループホームのニーズが最も高い。地域移行支援員を中心として、必要な準備をすすめる、着実な地域移行を実現していく。他法人へのグループホーム移行も含めて移行先の確保をはかる。

## 10 連携型グループホームの支援(奏かつしか事業所葛の葉)

利用者の円滑な地域生活への移行、通勤寮入寮待機者解消の為に制度化された連携型グループホームの運営支援を行う。通勤寮2年利用後の実習アパート的機能を持つが、必要に応じて通勤寮行事への参加や金銭管理指導など、通勤寮生と同様の支援を実施。

## 11 「メモリーの会」の運営支援

卒寮後のアフターケアとして有意義な当事者組織の「メモリーの会」が継承発展できるように、担当者を配置して具体的な運営支援を行う。

# 三 給 食

## 1 献 立

毎月の献立会議を実施し、利用者の好みを取り入れたバランスの良い献立を作成する。

## 2 生活習慣病・肥満対策

ダイエット・カロリー制限の必要な利用者また糖尿病利用者には支援員と連携して特別食を提供する。

## 3 衛生面の配慮

利用者や職員の感染症対策として、手洗いや食器洗いに注視していくとともに2ヶ月に1回のペースで調理場全体の定期清掃に取り組む。ノロウイルス等の感染性胃炎を絶対に出さないよう、細心の配慮をして調理業務に臨

む。また、食品衛生実務講習会へ参加する。

#### **4 嗜好調査及び残滓調査**

最低1回は実施して、献立表の作成に反映させる。

#### **5 検食**

利用者の食事前の検食を支援員の業務として実施する。

#### **6 食の大切さや楽しさを伝える食事の提供**

食の大切さを伝え、健康第一に考えた食品食材を残さず食べてもらうよう日々努力していく。また、月1回の夕食会（希望献立）を実施する。

### **四 その他の計画**

#### **1 差別解消法施行と合理的配慮**

平成28年4月から差別解消法が施行され、合理的配慮が事業所の努力義務となった通勤寮としての利用者に対する合理的配慮はなにか、支援現場で具体的に何が求められるか検証していく。

#### **2 利用者の権利擁護と虐待防止**

利用者の権利擁護と虐待を防止するために、虐待防止委員会を組織し、セルフチェックリストを適宜職員に配布して、注意喚起を促す外、虐待防止法の理解を深める。虐待はいつでも誰にでも起こりうるという前提で、特に、支援困難者のケース討議を充実させ、共通理解を深める。また、支援上で担当職員が孤立しないよう、チーム支援に配慮する。平成30年に東京都差別解消条例が制定される予定なので、情報収集に努める。

#### **3 防災・安全体制**

消防計画により、併設する Craft（クラフト）と連携して原則月1回の避難訓練・必要な消火訓練及び通報訓練を実施する。またクラフトとの合同訓練も適宜行う。備蓄品の確保に努め、必要に応じて通勤寮に対策本部を設置できるよう準備をしておく。また、地域災害活動応援協定に基づき、新たな地元町会からの要請には積極的に応えていく。東京都災害対策条例に基づく防災計画（帰宅困難者対策）の内容充実をはかる。

#### **5 家族・地域・関係機関・都内他通勤寮との連携**

特別支援学校評議員要請については、積極的に応じる体制をとるほか、地域就労ネットワークに担当者を派遣する。都内6通勤寮支援員会議には、担当者を決め討議の連続性を図る。利用者支援上の必要性が増しているため、児童養護施設職員や特別支援学校教諭との連携を強めるための取組を行う。また、通勤寮新聞の定期発刊を行う。

#### **6 苦情処理対応**

苦情解決第三者委員による面談を月1回実施するほか、意見箱を設置する。苦情

の 内容によっては、指導会議で討議し、解決策を本人及び関係者に提示する。

#### 7 個人情報の保護および適正管理・情報提供について

個人情報保護規定及び情報公開・開示規定に基づき、個人情報について適切に取り扱う。新規利用者については、個人情報提供同意書を提出して頂く。また、特定個人情報（マイナンバー）については、預り金等管理規程を準用し取扱を徹底する。

#### 8 リスクマネジメントに関する取り組み

法人リスクマネジメント実施規定により、寮長を委員長として、リスクマネジメント委員会を組織し、毎指導会で、ヒヤリハット事例の報告や事故報告を行い、対策案を協議して、より安心・安全な通勤寮支援活動を実施する。また、危機管理対応について、指導会で定期的に議題としてとりあげ、危機管理体制の強化をはかる。

#### 9 建物維持管理

新たな寮での生活となるので、支援業務を行う中で、使い勝手を見ていく。光熱水費・経費を考慮して、経費削減に努める。

#### 10 就労継続B型事業所 Craft（クラフト）との連携

併設された就労継続B型事業とは、新たな地域貢献や地域開放行事、通勤寮生の生活リズム獲得のための一時的な利用、防災活動などで日常的に連携していく。また、定期的に管理者会議を開催し、情報交換に努める。

### 五 職員関係

#### 1 勤務

週40時間・4週8休を基本とし、毎月1日を起算とする変形労働時間勤務を実施する。支援（処遇）困難者の増加、入・退寮に必要な業務・健康管理・連携型グループホーム支援・アフターケアなど多岐に渡る業務があるが、労基法に定める週1回の宿直回数の維持は原則実施していくよう引き続き努力していく。また職員がキャリアアップのための資格取得や研修の機会を得られるよう、勤務上配慮していく。

#### 2 健康管理

交代勤務者には年2回の定期健康診断を実施し職員の健康維持につとめるほか、2次健診の必要性のある職員には健診を義務つける。また、法人の衛生委員会に職員を派遣し、メンタルヘルスケアの取組の向上をはかるほか、ストレスチェックを実施する。

#### 3 支援力と向上心を高めるための取組

サービスガイドライン及び支援マニュアルに基づき、支援業務の標準化に努める。今年度も、3年目のフォローアップ研修、主任等自己啓発研修を実施し、階層別の研修に取り組む。個別育成計画を作成し定期的な面談を実施する。



#### 4 職員研修計画(案)

次世代を担う人材育成を目的として、資格取得等の研修については、積極的に働きかけていくことを前提として、外部研修や内部研修に取り組む。

##### ① 内部研修

新任研修

フォローアップ研修（勤続3年目）

主任等研修（北海道伊達研修）

個別育成計画面談

##### ② 外部研修

東社協階層別研修（中堅研修）

福祉協会全国施設長研修

全国宿泊型自立訓練事業等職員研修

関東地区宿泊型自立訓練事業等職員研修

福祉協会地区代表者会議（東京）

福祉協会地域支援セミナー

職業リハビリテーション学会研修

都内6通勤寮支援員会議（担当）

個別支援計画研修

東社協利用者支援研修会（随時）

支援力向上につなげる課題別研修

個別育成計画に基づく派遣  
同 上